

災害時福祉避難所

2法人と協定を締結し、新たに5施設が加まりました

大規模地震や風水害などの災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの「要配慮者」が安心して避難できるよう、福祉施設を運営する2法人と「福祉避難所の開設及び運営に関する協定書」をかわし、新たに5施設を「福祉避難所」とし、「福祉避難所」は全11施設となりました。

現在、市と「福祉避難所」となる施設が協力して、防災訓練を実施したり、施設に管理を依頼する福祉避難所用の防災用品を購入するなど、皆さんが災害時に安心して避難生活を送れるように整備を進めています。

(順不同)



法人名	施設名
社会福祉法人 知多学園	葭池デイサービスセンター 湯山町四丁目7-13
	特別養護老人ホーム論地がるてん 論地町三丁目7-117
	よしいけ保育園 湯山町四丁目7-13
	吉浜保育園 呉竹町三丁目8-20
株式会社 ケアマネージメント	コミュニケアガーデン高浜 呉竹町三丁目7-12

福祉避難所
災害時に指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に特別な配慮がされた避難所

要配慮者
一般の避難所では生活することが困難な方のこと。(例)介護が必要な高齢者や障がい者(身体、知的、精神)、妊産婦、乳幼児、難病患者など
※災害発生時には、要配慮者も一旦指定避難所に避難し、その後避難者の状態に応じて福祉避難所を利用することになります。